

報酬基準

～一般顧問報酬等～

◆ 顧問報酬に含まれるもの

記帳指導、月次帳簿作成、経営アドバイス、税務相談。

◆ 決算報酬に含まれるもの

法人の場合：法人税、住民税、事業税の申告書の作成、税理士法30条の書面添付

個人の場合：所得税の確定申告の作成、税理士法30条の書面添付

税理士法33条の2の書面添付は下記の通り別途料金が発生します。

11月・12月・1月決算の法人については、通常の決算報酬に50%加算した額を決算報酬とさせていただきます。

◆ 顧問報酬・決算報酬以外に料金が発生するもの(必要な場合のみ)

消費税の申告書作成報酬	20,000円 ～ 50,000円
年末調整事務手数料	15,000円 ～
償却資産税申告書作成料	11,000円 ～ 15,000円程度
株主総会及び役員会議議事録の作成報酬	10,000円程度
譲渡所得税報酬	譲渡価格×0.5% ～ (最低10万円)
税務調査立会報酬	30,000円 ～ 60,000円程度/日
修正申告・更正の請求書の作成報酬	別途見積もりいたします。
税務上の届出書その他の書類の作成報酬	別途見積もりいたします。
税理士法33条の2の書面添付	50,000円 + 決算報酬×20%

(税抜)